

○摂南大学学則（案）

昭和50年1月10日

学園106

第1章 総則

(目的)

第1条 摂南大学(以下「本大学」という)は、時代と地域の要請に基づき、深く専門の学術とその応用を教授研究するとともに、全人の育成を第一義として、人間力・実践力・統合力を養い、自らが課題を発見し、そして解決することができる知的専門職業人を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上をはかることを目的とする。

第2章 組織

(学部、学科および教育研究上の目的)

第2条 本大学に、つぎの学部および学科を置く。

学部	学科
理工学部	生命科学科 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
国際学部	国際学科
経営学部	経営学科
薬学部	薬学科
法学部	法律学科
経済学部	経済学科
看護学部	看護学科
農学部	農業生産学科 応用生物科学科 食品栄養学科 食農ビジネス学科
現代社会学部	現代社会学科

2 理工学部生命科学科は、バイオに関する高度な知識と技術を持ち、生命機構の真理の追究により、人が健康で安全な生活を営むための医療や食品や環境に関する分野で活躍する基礎研究者および研究開発従事者を養成することを目的とする。さらに、創薬科学、医療科学、環境衛生科学などの分野を教育研究することで、人の健康および自然環境との共生を実現するための実践的な技術を身につけた人材を養成することを目的とする。

3 理工学部住環境デザイン学科は、住宅や身の回りの生活を取り巻く多様なデザイン領域に関する知識と技術を修得し、地球環境を含めた広範な人間の住環境に存在する様々な問題点を的確に捉える能力を養う。さらに、これらの問題点の解決方法を提案するためのデザイン感性と実践的技術を修得し、持続可能な生活環境と倫理観を持って創造することができる技術者やデザイナーとなる人

材を養成することを目的とする。

- 4 理工学部建築学科は、地球環境を含めた広範な人間の生活環境に対する的確な問題意識を持ち、生活基盤となる建築・都市空間の安全性、機能性、審美性の追究と、社会や環境への適切な配慮のできる包括的な知識と技能、さらには倫理観を持った建築設計および建築生産などにかかわる技術者を養成することを目的とする。
- 5 理工学部機械工学科は、人類、社会が直面する課題の解決に寄与する機械の研究開発やものづくりの基礎となる機械工学の専門知識を修得し、問題を発見し解決するための総合的な能力を身につけた実践的機械技術者を養成することを目的とする。
- 6 理工学部電気電子工学科は、電気電子工学と情報通信工学の幅広い技術をバランスよく修得するとともに、社会全体に対する役割を自覚し、製品開発や設計施工などの現場において課題を発見し解決できる力を持つ実践的な電気系技術者および情報通信関連技術者を養成することを目的とする。
- 7 理工学部都市環境工学科は、複雑化・高機能化した都市環境を建設・維持管理・リニューアルするハード面の技術と環境に配慮した都市計画を立案するソフト面の技術を修得し、実践的な技術を身につけた即戦力として活躍できる専門職業人を養成することを目的とする。
- 8 国際学部国際学科は、グローバル化・ボーダーレス化が進む世界における様々な課題について解決策を見出し、果敢に行動できる人材を育成する。世界の国や地域の歴史・地理・社会・文化などの基礎知識を基に、豊かな教養と広い視野を身につけ、多様な価値観を客観的に理解して判断・発信できるグローバルリテラシーを修得した、国際社会で活躍できる知的専門職業人を養成することを目的とする。
- 9 経営学部経営学科は、企業を中心とする組織一般の運営に関する基礎的な理論と知識を身につけるとともに、幅広い教養あわせ持ち、自律的・主体的に企業経営の一翼を担うことのできる実行力ある知的専門職業人を養成することを目的とする。
- 10 薬学部薬学科は、高い倫理観、心豊かな人間性、実践的能力を備え、わが国の医療の進化、健康・福祉の増進、生活環境の保全に貢献する薬剤師を養成することを目的とする。
- 11 法学部法律学科は、幅広い教養と法学・政治学・法政策学に関わる専門的知識に裏打ちされ、論理的に問題解決ができる能力を有し、主体的に社会貢献をなす人間力を持った人材を養成することを目的とする。
- 12 経済学部経済学科は、経済学を基礎として幅広い見識と豊かな人間性を有し、現代の経済社会の諸問題に積極的に取り組むことのできる知的・専門的経済人を養成することを目的とする。
- 13 看護学部看護学科は、生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観、心豊かな人間性と看護実践能力を備えた人材を育成し、地域社会における保健・医療・福祉の向上、看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。
- 14 農学部農業生産学科は、生物や生産環境の科学的真理の解明および生物資源と農業生産技術の開発とその高度利用を追究し、環境への負荷が少なく、生産効率の高い農業生産を実現、および新技術の開発・普及に必要な知識・技術を身につけ社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 15 農学部応用生物科学科は、生物・生命の諸現象と、その背後にある原理とメカニズムを、分子から個体、集団、生態系を含む視点で深く学び、身につけた広範な知識を基に、人類が直面している食料、生命、環境に関わる諸課題の解決に貢献できる、創造力の豊かな人材を養成することを目的とする。

とする。

- 16 農学部食品栄養学科は、農学の学びを基盤として、食のプロセス(農産物の生産から加工・流通・消費まで)を体系的に理解し、食・栄養・健康・医療・食育の専門的知識・技能・態度を身につけ、地域の健康と心豊かな暮らしの実現に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 17 農学部食農ビジネス学科は、農業や食料、食品産業に関する経済・経営・マーケティングなどの専門知識を身につけ、国内外に存在する食料・農業に関する社会経済的な諸課題の解決に向けて、それらの知識を理論的・実践的に活用して貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 18 現代社会学部現代社会学科は、社会学を基礎とした幅広い見識を有し、社会学的想像力と実践力を身につけた社会の発展に貢献できる知的専門職業人を養成することを目的とする。

(別科)

第2条の2 本大学に留学生別科を置く。

2 留学生別科については、留学生別科規定に定める。

(収容定員)

第3条 本大学の収容定員は、つぎのとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
理工学部	生命科学科	105名	5名	430名
	住環境デザイン学科	85名	5名	350名
	建築学科	80名	5名	330名
	機械工学科	130名	5名	530名
	電気電子工学科	105名	5名	430名
	都市環境工学科	80名	5名	330名
	計	585名	30名	2400名
国際学部	国際学科	250名	5名	1,010名
経営学部	経営学科	280名	6名	1,132名
薬学部	薬学科	220名	—	1,320名
法学部	法律学科	280名	5名	1,130名
経済学部	経済学科	280名	4名	1,128名
看護学部	看護学科	100名	—	400名
農学部	農業生産学科	80名	—	320名
	応用生物科学科	80名	—	320名
	食品栄養学科	80名	—	320名
	食農ビジネス学科	100名	—	400名
	計	340名	—	1,360名
現代社会学部	現代社会学科	250名	—	1,000名

(職員)

第4条 本大学に、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、事務局長、教授、准教授、講師、助教、助手および研究職員ならびに事務職員を置く。

2 本大学には、前項のほか、図書館長、情報メディアセンター長、入試部長、就職部長、研究支援・社会連携センター長、グローバル教育センター長、学科長、教室主任その他必要な職員を置

く。

(各職員の職務)

第5条

- 1 学長は、本大学の学務を統括し、所属職員を統督する。
- 2 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の重要な事項についての企画および各学部間の連絡調整を行う。
- 3 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の教学運営業務を遂行し、各学部内の業務を処理するとともに、各学部所属する職員を指揮監督する。
- 4 教務部長および学生部長は、学長を補佐し、その命を受けて部内の業務を掌理するとともに、各学部間の調整を行う。
- 5 事務局長は、学長を補佐し、その命を受けて本大学の管理運営業務の遂行にあたる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 8 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 9 助教は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 10 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 11 研究職員は、教授、准教授、講師および助教の職務を補助し、または指導を受け研究に従事する。
- 12 事務職員は、本大学の管理運営業務にあたるほか、学生の学修指導および厚生補導に従事する。
- 13 その他職員の職務については、職制に関する規定に定める。

(大学・大学院運営会議)

第6条 本大学に、大学・大学院運営会議を置く。

- 2 大学・大学院運営会議は、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、情報メディアセンター長、入試部長および就職部長をもって組織し、本大学の重要な事項を審議する。
- 3 その他大学・大学院運営会議について必要な事項は、大学・大学院運営会議規定に定める。

(教授会)

第7条 本大学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長および当該学部の教授をもって組織し、学長がつぎに掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - イ 学生の入学および卒業に関すること
 - ロ 学位の授与に関すること
 - ハ 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要と学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他各学部の教授会について必要な事項は、各学部の教授会規定に定める。

(委員会)

第8条 本大学に、本大学の重要な事項を審議する組織として、つぎの委員会を置く。

- イ 評価委員会
- ロ 教員選考・活動評価委員会
- ハ 入試委員会
- ニ 教務委員会
- ホ FD委員会
- ヘ 学生委員会
- ト 図書館運営委員会
- チ 就職委員会
- リ 情報メディアセンター運営委員会
- ヌ 人権侵害防止委員会
- ル 個人情報保護委員会
- ヲ グローバル教育センター運営委員会

- 2 評価委員会は、自己点検・評価および第三者評価に必要な教育研究目標の設定、教育研究活動の改善、将来計画の策定その他重要な事項を審議する。
- 3 教員選考・活動評価委員会は、教員の採用および昇任の資格審査、研修ならびに教員活動評価に関する事項を審議する。
- 4 入試委員会は、学長の諮問に応じて各学部の入学者選抜についての企画調整、合否判定その他重要な事項を審議する。
- 5 教務委員会は、学長の諮問に応じて教務に関する重要な事項の審議および教務に関する各学部間の連絡調整を行う。
- 6 FD委員会は、学長の諮問に応じて本大学の授業内容と授業方法の改善に関する事項を審議する。
- 7 学生委員会は、学長の諮問に応じて学生の厚生補導、表彰、懲戒その他重要な事項の審議およびそれらに関する各学部間の連絡調整を行う。
- 8 図書館運営委員会は、学長の諮問に応じて図書館の運営に関し必要な事項を審議する。
- 9 就職委員会は、学長の諮問に応じて就職に関する重要な事項の審議および就職に関する各学部間の連絡調整を行う。
- 10 情報メディアセンター運営委員会は、学長の諮問に応じて情報メディアセンターの運営に関し必要な事項を審議する。
- 11 人権侵害防止委員会は、本大学における人権侵害の防止に関し必要な事項を審議する。
- 12 個人情報保護委員会は、本大学における個人情報の保護に関し必要な事項を審議する。
- 13 グローバル教育センター運営委員会は、学長の諮問に応じてグローバル教育センターの運営に関し必要な事項を審議する。
- 14 その他委員会について必要な事項は、各委員会規定に定める。

(教育方法改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本大学は、授業の内容および方法の改善を図るため、組織的な研修および研究を行う。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を2期に分ち、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第11条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は、つぎのとおりとする。

- イ 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日
- ロ 本学園創立記念日(10月30日)
- ハ 春期休業日 3月25日から4月4日まで
- ニ 夏期休業日 8月1日から9月18日まで
- ホ 冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第12条 本大学の修業年限は、つぎのとおりとする。

- 理工学部 4年
- 国際学部 4年
- 経営学部 4年
- 薬学部 6年
- 法学部 4年
- 経済学部 4年
- 看護学部 4年
- 農学部 4年
- 現代社会学部 4年

(在学年限)

第13条 学生は、つぎの年数を超えて在学することができない。

- 理工学部 8年
- 国際学部 8年
- 経営学部 8年
- 薬学部 12年
- 法学部 8年
- 経済学部 8年
- 看護学部 8年
- 農学部 8年
- 現代社会学部 8年

2 前項にかかわらず、第19条および第20条の規定により入学、転学部または転学科を許可された者の在学年限については、教授会の議を経て、相当な年限を学部長が定める。

第5章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学年の途中においても、第10条に定める学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第15条 本大学に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

- イ 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- ロ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- ハ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ニ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ホ 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ヘ 文部科学大臣の指定した者
- ト 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- チ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第16条 本大学への入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の出願書類に第40条に定める入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者の選考は、教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学費納入規定に定める学費を納入し、かつ、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、かつ入学の宣誓をするものとする。

(編入学、転入学および再入学)

第19条 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に編入学を許可することがある。

- イ 大学を卒業した者
- ロ 大学における2年以上の課程を履修して退学した者
- ハ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- ニ 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者
- ホ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者
- ヘ 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満た

すものに限る)を修了した者

ト 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者

2 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。

イ 本大学以外の大学に入学し、履修歴のある者

ロ 外国の大学に入学し、履修歴のある者

3 つぎの各号のいずれかに該当する者で、本大学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

イ 本大学を卒業した者

ロ 本大学を退学した者

ハ 第37条イ号、ロ号またはホ号により除籍になった者

4 その他編入学、転入学および再入学については、編入学規定、転入学規定、再入学規定にそれぞれ定める。

(転学部または転学科)

第20条 本大学の学生で、他の学部または同一学部の他の学科に転学部もしくは転学科を希望する者は、所属学部長の承認を得て、志願することができる。

2 転学部または転学科は、志願先の教授会の議を経て学部長が選考し、学長が相当年次に転学部または転学科を許可する。

(入学者の既修得単位等の取扱い)

第21条 第18条の規定により、入学を許可された者が入学以前に他の大学または短期大学等において修得した単位は、学部長が教授会の議を経て、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 前項により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、第26条により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 第19条および前条の規定により、入学または転学部、転学科を許可された者の本大学または他の大学もしくは短期大学等においてすでに履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第6章 教育課程、教職課程および履修方法等

(授業科目)

第22条 本大学の学部および学科の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を置く。

2 授業科目は、専門科目、基礎科目、教養科目およびキャリア形成科目とし、これを必修科目、選択必修科目および選択科目に区分する。

3 前項の区分により、開設する授業科目および単位数は、別表第1のとおり定める。

4 第2項のほか、自由科目を置くものとし、各学部の履修規定に定める。

(副専攻)

第22条の2 特定の課題に関する科目で構成する教育課程(副専攻)を開設し、その学習成果を認定することができる。なお、副専攻の教育課程、履修方法および認定要件については、別に定める。

(単位の計算方法)

(授業の方法)

第22条の3 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用に

より行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

第23条 授業科目の単位の計算基準は、つぎのとおりとする。

イ 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

ロ 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項にかかわらず、講義および演習と実験、実習、実技を組み合わせで行う授業科目については、その組み合わせに応じて、15時間から45時間の範囲で、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 「卒業研究」については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、設計製図、演習、実験、実習および実技については、試験によらないことがある。

(成績の評価基準等)

第25条 授業科目の成績は、その授業の方法、内容および年間の計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示し、当該基準にしたがって行うものとする。

- 2 前項のほか、授業科目の成績については、各学部の履修規定に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、当該他大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。
- 3 本大学の学部間または学科間の協議に基づき、学部長は、他の学部または他の学科の授業科目を履修させることができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、学部長は60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(履修の方法および要件等)

第27条 履修の方法および要件等については、各学部の履修規定に定める。

(教職課程)

第28条 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法および同法施行規則に基づく教職課程を置く。

- 2 前項により開設する授業科目および単位数は、別表第2のとおり定める。
- 3 本大学において、取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、別表第2の2のとおりとする。

る。

- 4 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および修得すべき単位等必要な事項は、各学部の履修規定に定める。

第7章 卒業および学位

(卒業)

- 第29条 本大学に第12条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、つぎに定める単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

理工学部 124単位以上

国際学部 124単位以上

経営学部 124単位以上

薬学部 187単位以上

法学部 124単位以上

経済学部 124単位以上

看護学部 127単位以上

農学部 124単位以上

現代社会学部 124単位以上

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

- 第30条 本大学を卒業した者に対して、つぎの区分に従って学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
理工学部	生命科学科	学士(理学)
	住環境デザイン学科	学士(工学)
	建築学科	
	機械工学科	
	電気電子工学科	
	都市環境工学科	
国際学部	国際学科	学士(文学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)
薬学部	薬学科	学士(薬学)
法学部	法律学科	学士(法学)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
農学部	農業生産学科	学士(農学)
	応用生物科学科	
	食品栄養学科	
	食農ビジネス学科	
現代社会学部	現代社会学科	学士(社会学)

- 2 前項のほか、学位について必要な事項は、学位規定に定める。

第8章 休学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、休学することができる。

2 休学は、所属学部長が許可する。

3 病気その他休学することが適当でないと認められる者については、所属学部長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了し、または休学の理由が消滅したときは、復学することができる。

2 復学は、所属学部長が許可する。

(転学)

第34条 他の大学へ入学または転入学を志願しようとする者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 学部長は、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の議を経て留学を許可する。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第13条に定める在学期間に含めることができる。

4 第26条第4項にかかわらず、外国の大学へ留学する場合、卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、30単位を限度とする。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、所属学部長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

イ 学費を所定の期日までに納入しない者

ロ 休学者または学生海外留学規定による留学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者

ハ 第13条に定める在学年限を超えた者

ニ 成業の見込みがないと認められる者

ホ 休学者で休学期間満了前までに、所属学部長に復学を願い出ない者

ヘ 他の大学、短期大学または高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

ト 薬学部、看護学部の学生で、同一年次の上位年次配当授業科目の履修要件を休学期間を除く2年間で充足せず、かつ成業の見込みがないと認められる者

チ 死亡が確認された者

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 成績の特に優秀な学生または表彰に価する行為があった学生は、学生委員会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第39条 本大学の学則もしくは諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、放学、停学、譴責および訓告とする。
- 3 前項の放学は、つぎの各号のいずれかに該当する者に対して行い、再入学は許可しない。
 - イ 性行不良で改善の見込みがない者
 - ロ 正当な理由がなくて出席常でない者
 - ハ 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

第10章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第40条 入学検定料の額は、手数料収納に関する内規に定める。

(学費等)

第41条 学費は、入学金、授業料および教育充実費とし、その額は、別表第3のとおり定める。

- 2 休学中の学費は、休学開始日の属する期の翌期から免除する。ただし、別表第6に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。
- 3 学生海外留学規定に定める留学を許可された場合の留学中の学費は、学費納入規定の定めるところにより免除する。ただし、別表第6に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。
- 4 その他休学中および留学中の学費等の取扱いについては、学費納入規定に定める。

(既納の入学検定料および学費等)

第42条 既に納入された入学検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

(納期、納入方法等)

第43条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、学費納入規定に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生および帰国学生

(研究生)

第44条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、在学期間の延長を認めることがある。
- 4 研究料の額は、別表第4のとおり定める。
- 5 その他研究生については、研究生規定に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学歴を有する者とする。

- 3 授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。
- 4 履修料の額は、別表第5のとおり定める。
- 5 その他科目等履修生については、科目等履修生規定に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学、短期大学または高等専門学校で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他校との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

- 2 出願資格、履修料等その他必要な事項については、特別聴講学生規定に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が教授会の議を経て、外国人留学生としてこれを許可することができる。

- 2 外国人留学生は、留学目的により第1種外国人留学生、第2種外国人留学生および第3種外国人留学生とし、つぎのとおりとする。

イ 第1種外国人留学生とは、大学の課程を修了して学士の学位を取得することを目的とし、1年次または相当年次に入学する者

ロ 第2種外国人留学生とは、特定の研究課題の研究を目的とする者

ハ 第3種外国人留学生とは、特定の授業科目を聴講することを目的とする者

- 3 外国人留学生の出願資格は、つぎのとおりとする。

イ 第1種外国人留学生は、外国において学校教育における12年以上の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

ロ 第2種外国人留学生は、外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

ハ 第3種外国人留学生は、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

- 4 本条の規定は、外国人が一般の入学生として入学することを妨げるものではない。

(帰国学生)

第48条 帰国生徒で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が教授会の議を経て、帰国学生としてこれを許可することができる。

- 2 帰国生徒の出願資格は、日本国籍を有し、外国における高等学校に原則として2年以上継続して在学し、学校教育における12年以上の課程を修了した者とする。

- 3 本条の規定は、帰国生徒が一般の入学生として入学することを妨げるものではない。

(外国人留学生および帰国学生に関する授業科目の開設)

第49条 外国人留学生および帰国学生に関しては、日本語および日本事情等の授業科目を開設することができる。

(その他)

第50条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生および帰国学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第51条 社会人の教養・知識を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

- 2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第13章 付属施設

(図書館)

第52条 本大学に、図書館を設け、本大学の職員および学生の研究に資する。

(情報メディアセンター)

第52条の2 本大学に、情報メディアセンターを設け、本大学の職員および学生の教育研究に資する。

(研究支援・社会連携センター)

第52条の3 本大学に、研究支援・社会連携センターを設け、本大学の産官学連携および地域連携の推進に資する。

(保健室)

第53条 本大学に、保健室を設け、本大学の職員および学生の保健衛生に資する。

(福利厚生施設)

第54条 本学園に、福利厚生施設を設け、本大学の職員および学生の福利厚生に資する。

第14章 その他

(学則の改廃)

第55条 本学則の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

付 則

- 1 本学則施行に必要な細則は、別に定める。
- 2 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 3 この改正学則は、昭和50年9月9日から施行する。ただし、別表第3は、昭和51年度入学生から適用する。
- 4 この改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 5 イ この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、別表第3は、昭和54年度入学生の入学手続時から適用する。
 - ロ 昭和53年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
 - ハ 改正後の第3条の規定にかかわらず、各学科の収容定員は、昭和54年度230名、昭和55年度260名、昭和56年度290名とする。
- 6 イ この改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第44条第1項の改正後の別表第3は、昭和55年度入学生の入学手続時から適用する。
 - ロ 昭和54年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
- 7 イ この改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第44条第1項の改正後の別表第3は、昭和56年度入学生の入学手続時から適用する。
 - ロ 昭和55年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
- 8 イ この改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第41条第1項の改正後の別表第4は、昭和57年度入学生の入学手続時から適用する。
 - ロ 昭和56年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。

- 9 イ この改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、改正後の第40条の別表第3は、昭和58年度入学志願者の出願手続時から、第41条第1項の別表第4は、昭和58年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 昭和57年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
- 10 イ この改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条第1項の別表第4は、昭和59年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 昭和58年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
- 11 イ この改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条第1項の別表第4は、昭和60年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 昭和59年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
- 12 イ この改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、改正後の第40条の別表第3は、昭和61年度入学志願者の出願手続時から、第41条第1項の別表第4は、昭和61年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 昭和60年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。
- ハ 第3条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、つぎのとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
工学部	
土木工学科	100名
建築学科	100名
電気工学科	110名
機械工学科	110名
経営工学科	110名
計	530名
国際言語文化学部	
国際言語文化学科	200名
経営情報学部	
経営情報学科	200名
薬学部	
衛生薬学科	120名
薬学科	60名
計	180名

- 13 イ この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条第1項の別表第4は、昭和62年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 昭和61年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。ただし、薬学部の授業科目および単位数については、昭和60年度以降の入学生は前

号を適用し、昭和59年度以前の入学生は昭和63年度まで原則としてなお従前の例による。

- 14 イ この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条第1項の別表第4は、昭和63年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 昭和62年度以前の入学生の学費ならびに修得すべき授業科目および単位数は、なお従前の例による。ただし、薬学部の授業科目および単位数については、昭和60年度以降の入学生は、前号を適用し、昭和59年度以前の入学生は、昭和63年度まで原則としてなお従前の例によるものとし、経営情報学部の昭和62年度以前の入学生の修得すべき授業科目および単位数については、前号を適用する。
- ハ 第3条の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和74年度までの間の入学定員は、つぎのとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
工学部	
土木工学科	100名
建築学科	100名
電気工学科	110名
機械工学科	110名
経営工学科	110名
計	530名
国際言語文化学部	
国際言語文化学科	200名
経営情報学部	
経営情報学科	200名
薬学部	
衛生薬学科	120名
薬学科	60名
計	180名
法学部	
法律学科	170名

- 15 イ この改正学則は、1989年4月1日から施行する。ただし 改正後の第41条第1項および第2項の別表第4は、1989年度入学生の入学手続時から適用する。
- ロ 1988年度以前の入学生の学費ならびに工学部学生の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 16 イ この改正学則は、1990年4月1日から施行する。
- ロ 改正後の第40条の別表第3は、1990年度入学志願者の出願手続時から、第41条第1項および第2項の別表第4は、1990年度入学生の入学手続時から適用する。
- ハ 1989年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。ただし、学費のうち施設費および設備費については、従前の金額に消費税法第29条に定める消費税額を加算するものとする。
- ニ 1989年度以前の入学生にかかる教職課程ならびに工学部学生の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

- 17 イ この改正学則は、1991年4月1日から施行する。
- ロ 改正後の第40条の別表第3は、1991年度入学志願者の出願手続時から、第41条第1項および第2項の別表第4は、1991年度入学者の入学手続時から適用する。
- ハ 1990年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。ただし、1989年度以前の入学者の学費のうち施設費および設備費については、従前の金額に消費税法第29条に定める消費税額を加算するものとする。
- ニ 1990年度以前の入学者にかかる経営情報学部学生の修得すべき単位数については、なお従前の例による。
- ホ 第3条の規定にかかわらず、1991年度から1999年度までの間の入学定員は、つぎのとおりとする。

学部・学科	入学定員
工学部	
土木工学科	110名
建築学科	110名
電気工学科	120名
機械工学科	120名
経営工学科	120名
計	580名
国際言語文化学部	
国際言語文化学科	250名
経営情報学部	
経営情報学科	200名
薬学部	
衛生薬学科	120名
薬学科	60名
計	180名
法学部	
法律学科	220名

- 18 イ この改正学則は、1992年4月1日から施行する。
- ロ 第29条および第30条は、1992年2月26日から適用する。
- ハ 第40条の別表第3は、1992年度入学志願者の出願手続時から、第41条第1項および第2項の別表第4は、1992年度入学者の入学手続時から適用する。
- ニ 1991年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。ただし、学費のうち施設費および設備費については、従前の金額から消費税法第29条に定める消費税額を差し引いた額とし、消費税法の一部を改正する法律（平成3年5月15日法律第73号）の施行日から適用する。
- ホ 第3条の規定にかかわらず、1992年度から2002年度までの間の収容定員は、つぎのとおりとする。

学部・学科	収容定員						
	1992年度	1993年度	1994年度	1995～1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
工学部							

薬学科	240名						
計	720名						
法学部							
法律学科	830名	880名	880名	880名	830名	780名	730名

- 20 イ この改正学則は、1994年4月1日から施行する。
- ロ 第41条第1項および第2項の別表第4は、1994年度入学者の入学手続時から適用する。
- ハ 1993年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- 21 イ この改正学則は、1995年4月1日から施行する。
- ロ 第41条第1項および第2項の別表第4は、1995年度入学者の入学手続時から適用する。
- ハ 1994年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- ニ 1992年度以前の入学者（工学部および国際言語文化学部にあつては1994年度以前の入学者）にかかる修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。ただし、1992年度以前の入学者が「薬物治療学」を専門教育科目の選択科目として履修し、単位を修得することができるものとする。
- 22 イ この改正学則は、1996年4月1日から施行する。
- ロ 第41条第1項および第2項の別表第4は、1996年度入学者の入学手続時から適用する。
- ハ 1995年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- ニ 修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、つぎのとおりとする。
- a 工学部の1994年度以前の入学者（電気工学科および経営工学科にあつては、1992年度以前の入学者）については、なお従前の例による。
- b 国際言語文化学部の1994年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- c 経営情報学部の1992年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- d 薬学部の1993年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- e 法学部の1995年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 23 イ この改正学則は、1997年4月1日から施行する。
- ロ 第41条第1項および第2項の別表第4は、1997年度入学者の入学手続時から適用する。
- ハ 1996年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- ニ 修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、つぎのとおりとする。
- a 工学部の1992年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- b 国際言語文化学部の1996年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- c 薬学部の1996年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「海外英語研修」については、履修し、単位を修得できるものとする。
- d 法学部の1995年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「海外英語研修」については、1993年度以降の入学者が履修し、単位を修得できるものとする。
- 24 イ この改正学則は、1998年4月1日から施行する。
- ロ 修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、つぎのとおりとする。
- a 工学部の1992年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- b 国際言語文化学部、経営情報学部および法学部の1997年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「教養特別講義Ⅰ～Ⅴ」については、1993年度以降の入学者が履修し、単位を修得できるものとする。

- c 薬学部の1997年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「人文総合A」および「人文総合B」については、履修し、単位を修得できるものとする。なお、「教養特別講義Ⅰ～Ⅴ」については、1993年度以降の入学者が履修し、単位を修得できるものとする。
- 25 この改正学則は、1999年4月1日から施行する。
- 26 イ この改正学則は、2000年4月1日から施行する。
- ロ 修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、つぎのとおりとする。
- a 工学部の1999年度以前の入学者の卒業に必要な単位数および第28条第2項別表第2の適用は、なお従前の例による。ただし、土木工学科の卒業に必要な単位数のうち専門科目については、必修科目34単位、選択必修科目および選択科目のうちから46単位以上とする。
- b 国際言語文化学部の1999年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- c 経営情報学部および薬学部の1997年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、1999年度以前の入学者に対する第28条第2項別表第2の適用は、なお従前の例による。
- d 法学部の1997年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- ハ 第3条の規定にかかわらず、2000年度から2004年度までの間の入学定員はつぎのとおりとする。

学部・学科	入 学 定 員				
	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
工学部					
土木工学科	104名	98名	92名	86名	80名
建築学科	110名	110名	110名	110名	110名
電気工学科	112名	104名	96名	88名	80名
機械工学科	120名	120名	120名	120名	115名
経営工学科	112名	104名	96名	88名	80名
計	558名	536名	514名	492名	465名
国際言語文化学部					
国際言語文化学科	240名	230名	220名	210名	200名
経営情報学部					
経営情報学科	250名	250名	250名	250名	250名
経営環境情報学科	139名	128名	117名	106名	100名
計	389名	378名	367名	356名	350名
薬学部					
衛生薬学科	120名	120名	120名	120名	120名
薬学科	60名	60名	60名	60名	60名
計	180名	180名	180名	180名	180名
法学部					
法律学科	220名	220名	220名	220名	220名

- 27 イ この改正学則は、2001年4月1日から施行する。
- ロ 修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、つぎのとおりとする。

- a 経営情報学部の1997年度以前の入学者の卒業に必要な単位数のうち基礎科目については、必修科目2単位、選択必修科目8単位以上とする。また、2000年度以前の入学者に対する第28条第2項別表第2および同条第3項別表第2の2の適用は、なお従前の例による。
- b 薬学部の1997年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、1999年度以前の入学者に対する第28条第2項別表第2の適用は、なお従前の例による。
- ハ 第3条の規定にかかわらず、2001年度から2004年度までの間の入学定員はつぎのとおりとする。

学部・学科	入 学 定 員			
	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
工学部				
土木工学科	80名	80名	80名	80名
建築学科	110名	97名	80名	80名
電気工学科	80名	80名	80名	80名
機械工学科	110名	100名	80名	80名
経営工学科	80名	80名	80名	80名
計	460名	437名	400名	400名
国際言語文化学部				
国際言語文化学科	220名	200名	200名	200名
経営情報学部				
経営情報学科	230名	230名	230名	230名
経営環境情報学科	120名	120名	120名	120名
計	350名	350名	350名	350名
薬学部				
衛生薬学科	120名	120名	120名	120名
薬学科	60名	60名	60名	60名
計	180名	180名	180名	180名
法学部				
法律学科	220名	220名	214名	171名

- 28 イ この改正学則は、2002年4月1日から施行する。
- ロ 第2条の規定にかかわらず、工学部土木工学科、電気工学科および経営工学科は、2002年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、第22条第2項別表第1および第28条第3項別表第2の2中「都市環境システム工学科」とあるのは「土木工学科」と、「電気電子工学科」とあるのは「電気工学科」と、「マネジメントシステム工学科」とあるのは「経営工学科」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 29 イ この改正学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条別表第4は、2002年度入学者の入学手続時から適用する。
- ロ 2001年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- ハ 2001年度以前の入学者（工学部の入学者を除く）の修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。
- ニ 工学部土木工学科および電気工学科の2001年度以前の入学者の修得すべき専門科目および単

位数ならびに教職課程については、工学部履修規定の定めるところによる。

ホ 工学部建築学科および機械工学科の1999年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ヘ 工学部経営工学科の2001年度以前の入学者の修得すべき専門科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例による。

ト 第3条の規定にかかわらず、2002年度および2003年度の入学定員は、つぎのとおりとする。

学部・学科	入学定員	
	2002年度	2003年度
工学部		
都市環境システム工学科	80名	80名
建築学科	80名	80名
電気電子工学科	80名	80名
機械工学科	80名	80名
マネジメントシステム工学科	80名	80名
計	400名	400名
国際言語文化学部		
国際言語文化学科	180名	180名
経営情報学部		
経営情報学科	196名	193名
経営環境情報学科	90名	80名
計	286名	273名
薬学部		
衛生薬学科	120名	120名
薬学科	100名	100名
計	220名	220名
法学部		
法律学科	200名	170名

30 イ この改正学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、改正後の第19条第3項は2003年度転入学者の出願手続時から適用する。

ロ 2002年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ハ 2001年度以前の入学者（工学部土木工学科、電気工学科および経営工学科の入学者を除く）の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ニ 工学部土木工学科および電気工学科の2001年度以前の入学者の修得すべき専科目および単位数については、工学部履修規定の定めるところによる。

ホ 工学部経営工学科の2001年度以前の入学者の修得すべき専門科目および単位数については、なお従前の例による。

31 イ この改正学則は、2004年4月1日から施行する。

ロ 2003年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ハ 工学部都市環境システム工学科、国際言語文化学部および法学部の2003年度以前の入学者の

修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ニ 工学部電気工学科、経営工学科、経営情報学部および薬学部の2001年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。ただし、2001年度の薬学部の入学者は、「総合薬学演習」を履修し、単位を修得できるものとする。また、「卒業研究」を修得した場合の単位数は、必修科目の4単位とする。

32 イ この改正学則は、2005年4月1日から施行する。

ロ 第2条の規定にかかわらず、国際言語文化学部国際言語文化学科は、2005年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、第22条第2項別表第1および第28条第3項別表第2の2中「国際学部国際学科」とあるのは「国際言語文化学部国際言語文化学科」と、第41条第1項別表第4、同条第2項別表第7、第44条第4項別表第5および第45条第4項別表第6中「外国語学部」とあるのは「国際言語文化学部」とそれぞれ読み替えるものとする。

ハ 2004年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ニ 国際言語文化学部の2004年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ホ 工学部都市環境システム工学科および法学部の2003年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

33 イ この改正学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条第1項別表第4は、2006年度入学者の入学手続時から適用する。

ロ 第2条の規定にかかわらず、経営情報学部経営環境情報学科および薬学部衛生薬学科は、2006年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学科に在学する者が修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例によるものとする。

ハ 2005年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。

ニ 2005年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ホ 経営情報学部経営情報学科および薬学部薬学科の2005年度以前の入学者については、なお従前の例による。

ヘ 工学部電気工学科および経営工学科の2001年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

34 イ この改正学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条第1項別表第3は、2006年度入学者の入学手続時から適用する。

ロ 薬学部薬学科の2005年度以前の入学者については、なお従前の例による。

ハ 外国語学部、経営情報学部経営情報学科および法学部の2005年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ニ 工学部各学科の2005年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、工学部履修規定に定める。

35 この改正学則は、2007年4月1日から施行する。

36 イ この改正学則は、2007年4月1日から施行する。

ロ 2006年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ハ 経営情報学部経営情報学科および法学部の2005年度以前の入学者の修得すべき授業科目およ

び単位数については、なお従前の例による。

ニ 外国語学部の2006年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ホ 工学部各学科の2006年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、工学部履修規定に定める。

37 この改正学則は、2008年4月1日から施行する。

38 イ この改正学則は、2008年4月1日から施行する。

ロ 外国語学部の2007年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ハ 工学部各学科の2007年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、工学部履修規定に定める。

39 イ この改正学則は、2009年4月1日から施行する。

ロ 工学部各学科の2008年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、工学部履修規定に定める。

40 イ この改正学則は、2010年4月1日から施行する。

ロ 第2条の規定にかかわらず、工学部都市環境システム工学科およびマネジメントシステム工学科は、2010年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学科に在学する者が修得すべき授業科目および単位数ならびに教職課程については、なお従前の例によるものとする。

ハ 第2条の規定にかかわらず、経営情報学部経営学科および経営情報学科は、2010年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、第22条第3項別表第1および第28条第3項別表第2の2中「経営学部経営学科」とあるのは「経営情報学部経営学科」、「経営学部経営情報学科」とあるのは「経営情報学部経営情報学科」と、第41条第1項別表第3、同条第2項別表第6、第44条第4項別表第4および第45条第4項別表第5中「経営学部」とあるのは「経営情報学部」とそれぞれ読み替えるものとする。

ニ 工学部建築学科、機械工学科および電気電子工学科の2009年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

41 イ この改正学則は、2010年4月1日から施行する。

ロ 第2条の規定にかかわらず、工学部都市環境システム工学科、建築学科、電気電子工学科、機械工学科およびマネジメントシステム工学科は、2010年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学科に在学する者が修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例によるものとする。また、第41条第1項別表第3、同条第2項別表第6、第44条第4項別表第4および第45条第4項別表第5中「理工学部」とあるのは「工学部」とそれぞれ読み替えるものとする。

42 イ この改正学則は、2010年4月1日から施行する。

ロ 2009年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ハ 外国語学部、経営情報学部および法学部の2009年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。

43 イ この改正学則は、2011年4月1日から施行する。

- ロ 2010年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 44 イ この改正学則は、2012年4月1日から施行する。
 - ロ 2011年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 45 イ この改正学則は、2013年4月1日から施行する。
 - ロ 2012年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
- 46 イ この改正学則は、2014年4月1日から施行する。
 - ロ 2013年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 47 イ この改正学則は、2015年4月1日から施行する。
 - ロ 2014年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 48 イ この改正学則は、2016年4月1日から施行する。
 - ロ 2015年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 49 この改正学則は、2016年10月18日から施行する。
- 50 イ この改正学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、改正後の第41条および別表第3は、2017年度入学者の入学手続時から適用する。
 - ロ 2016年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
 - ハ 2016年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 51 イ この改正学則は、2018年4月1日から施行する。
 - ロ 2017年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 52 イ この改正学則は、2019年4月1日から施行する。
 - ロ 2018年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。
 - ハ 2018年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 53 イ この改正学則は、2020年4月1日から施行する。
 - ロ 2019年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
 - ハ 2019年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。
 - ニ 2019年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
- 54 イ この改正学則は、2021年4月1日から施行する。
 - ロ 2019年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。
 - ハ 2019年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。
 - ニ 2019年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。
 - ホ 経済学部経済学科の改正後の別表第1（教育課程表）については、2020年度入学者から適用

する。

へ 農学部食品栄養学科の卒業に必要な単位数の変更については、2020年度入学者から適用する。

55 イ この改正学則は、2022年4月1日から施行する。ただし改正後の別表第3は、2022年度入学者の入学手続時から適用する。

ロ 2021年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。

ハ 2021年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ニ 2021年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。

56 イ この改正学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3は、2023年度入学者の入学手続時から適用する。

ロ 2022年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。

ハ 2022年度以前の入学者の教職課程については、なお従前の例による。

ニ 2022年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、各学部の履修規定に定める。

別表第1 教育課程表

1	理工学部	省略
2	国際学部	省略
3	経営学部	省略
4	薬学部	省略
5	法学部	省略
6	経済学部	省略
7	看護学部	省略
8	農学部	省略

9 現代社会学部
現代社会学科

区分	授業科目	単位数	
専 門 科 目	現代社会学入門	②	
	現代社会の諸問題	②	
	社会学説史	2	
	社会心理学	2	
	環境社会学	2	
	都市計画論	2	
	メディア社会学	2	
	文化社会学	2	
	日本社会変動史	2	
	自我と関係の社会学	2	
	スポーツ社会学	2	
	地域福祉論	2	
	地域社会学	2	
	産業労働社会学	2	
	情報社会論	2	
	福祉社会学	2	
	ジェンダー論	2	
	家族社会学	2	
	社会運動・ボランティア論	2	
	子どもと教育の社会学	2	
	国際社会学	2	
	臨床心理学	2	
	地域スポーツ論	2	
	科 目 調 査 士 関 連	社会調査入門	②
		社会調査法	②
		基礎統計学	②
		社会統計学	2
		多変量解析法	2
		質的調査法	2
		社会調査実習Ⅰ(量的)	2
		社会調査実習Ⅰ(質的)	2
		社会調査実習Ⅱ(量的)	2
社会調査実習Ⅱ(質的)		2	
F A L 科 目	F A L 入門	②	
	F A L 実践	2	
	F A L 演習Ⅰ	2	
	F A L 演習Ⅱ	2	
	F A L 演習Ⅲ	2	

区分	授業科目	単位数	
専 門 科 目	社会構造変動史	②	
	日常生活世界論	②	
	地域社会形成論	2	
	人間環境の社会学	2	
	階層構造変動史	2	
	自然と科学の社会学	2	
	エスニシティ論	2	
	教育の歴史社会学	2	
	政治文化の社会学	2	
	S D G s と国際社会	2	
	生涯スポーツ論	2	
	思春期・若者論	2	
	犯罪・非行の社会学	2	
	仕事とくらしの社会学	2	
	ジェロントロジー	2	
	都市住宅論	2	
	観光地域福祉論	2	
	ヘルスプロモーション論	2	
	ビデオ・エスノグラフィー	2	
	司法・犯罪心理学	2	
	地域メディア論	2	
	差別の社会学	2	
	身体とコミュニケーション	2	
	広報メディア論	2	
	映画を読み解く社会学	2	
	ジャーナリズム論	2	
	演 習 ・ 卒 業 研 究	初年次ゼミ	②
		初年次演習	②
		基礎演習Ⅰ	②
		基礎演習Ⅱ	②
		専門演習Ⅰ	②
		専門演習Ⅱ	②
卒業研究Ⅰ		③	
卒業研究Ⅱ		③	

区分	授業科目	単位数	
教 養 科 目	人文科学系	日本の歴史	2
		世界の歴史	2
		心理学Ⅰ	2
		心理学Ⅱ	2
		哲学Ⅰ	2
		哲学Ⅱ	2
		人文地理学	2
		地誌学	2
		文学から学ぶ	2
	社会科学系	法学入門	2
		日本国憲法	2
		日本の政治	2
		経済学入門	2
		世界の政治	2
		経営学入門	2
	自然・科学技術系	公衆衛生学	2
		自然地理学	2
		科学技術教養	2
	英語系	基礎英語Ⅰa	①
		基礎英語Ⅱa	1
		実践英語Ⅰa	1
		実践英語Ⅱa	1
		時事英語Ⅰ	1
		時事英語Ⅱ	1
		英語基礎会話Ⅰ	1
		英語基礎会話Ⅱ	1
	外国語系	海外語学研修	2
日本語系	日本語基礎	①	
	日本語表現	1	
数理・情報系	数学基礎	①	
	データサイエンス基礎	①	
	情報リテラシー	1	
キャリアデザイン系	キャリア基礎	①	
	キャリアデザイン	1	
	インターンシップ	2	
	ビジネス実務	2	
スポーツ系	スポーツ科学実習Ⅰ	1	
	スポーツ科学実習Ⅱ	1	

区分	授業科目	単位数	
教 養 科 目	共通基礎系	大学教養入門	②
		大学教養実践	2
		数的能力開発Ⅰ	1
		就職実践基礎	1
	外国人留学生対象科目	日本事情 FⅠ	2
		日本事情 FⅡ	2
		日本語読解 FⅠ	1
		日本語読解 FⅡ	1
		日本語文法 FⅠ	1
		日本語文法 FⅡ	1
		日本語表現作文 FⅠ	1
		日本語表現作文 FⅡ	1
		日本語総合 FⅠ	1
		日本語総合 FⅡ	1
		専門日本語 FⅠ	1
		専門日本語 FⅡ	1
		日本語会話 FⅠ	1
		日本語会話 FⅡ	1
	帰国学生対象科目	日本事情 RⅠ	2
		日本事情 RⅡ	2
		日本語読解 R	1
		日本語文法 R	1
		日本語表現作文 R	1
		日本語総合 R	1
		専門日本語 R	1
		日本語会話 R	1
		日本語会話 R	1

備 考

1 卒業に必要な単位数

区分	必修科目	選択科目	計
専門科目	34単位	52単位以上 (基礎科目から16単位以上、FAL科目から2単位以上、展開科目から18単位以上(各科目群から2単位以上を含む)を含む)	86単位以上
教養科目	7単位	31単位以上	38単位以上
計	41単位	83単位以上	124単位以上

2 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、他は選択科目を示す。

上記の別表1および別表2の教育課程表における色分けは次のとおり。

【免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目】

- ・「中一種免(社会)」「高一種免(公民)」共通開設科目:青色
- ・「中一種免(社会)」単独開設科目:オレンジ
- ・「高一種免(公民)」単独開設科目:水色

【学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない関連科目】

- ・「中一種免(社会)」および「高一種免(公民)」に関連する科目:黄色
- ・「中一種免(社会)」に関連する科目:赤色

【各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等】

- ・「中一種免(社会)」および「高一種免(公民)」:緑色

別表第2 教職課程の設置により開設する授業科目および単位数

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
職業指導	4	教育原理	2
職業指導 I	2	教師論	2
職業指導 II	2	教育経営論	2
理科教育法 I	2	教育心理学	2
理科教育法 II	2	特別支援教育論	2
理科教育法 III	2	教育課程論	2
理科教育法 IV	2	道徳教育論	2
工業科教育法 I	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法	2
工業科教育法 II	2	教育方法論	2
数学科教育法 I	2	教育における情報通信技術の活用	2
数学科教育法 II	2	生徒指導論(進路指導を含む)	2
数学科教育法 III	2	教育相談(カウンセリングの基礎を含む)	2
数学科教育法 IV	2	教育実習 I	1
英語科教育法 I	2	教育実習 II	2
英語科教育法 II	2	教育実習 III	4
英語科教育法 III	2	栄養教育実習 I	1
英語科教育法 IV	2	栄養教育実習 II	1
商業科教育法	4	教職実践演習(中・高)	2
情報科教育法	4	教職実践演習(栄養教諭)	2
社会科教育法 I(地歴分野)	2	地域連携教育活動 I	2
社会科教育法 II(地歴分野)	2	地域連携教育活動 II	2
社会科教育法 III(公民分野)	2		
社会科教育法 IV(公民分野)	2		
農業科教育法 I	2		
農業科教育法 II	2		
学校栄養指導論 I	2		
学校栄養指導論 II	2		

緑色の授業科目は、現代社会学部経現代社会学科における各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等を示す

別表第2の2 教育職員免許状の種類および免許教科

1 中学校教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
社 会	法学部 法律学科 経済学部 経済学科 現代社会学部 現代社会学科
数 学	理工学部 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
理 科	理工学部 生命科学科 農学部 農業生産学科 応用生物科学科
英 語	国際学部 国際学科

2 高等学校教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
公 民	法学部 法律学科 経済学部 経済学科 現代社会学部 現代社会学科
数 学	理工学部 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
理 科	理工学部 生命科学科 農学部 農業生産学科 応用生物科学科
情 報	経営学部 経営学科
工 業	理工学部 住環境デザイン学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 都市環境工学科
商 業	経営学部 経営学科
農 業	農学部 農業生産学科
英 語	国際学部 国際学科

3 栄養教諭一種免許状

免許教科	学部、学科等
栄養教諭	農学部 食品栄養学科

別表第3

学費

1 各学部の学費の金額は、つぎのとおりとする。

(単位：円)

学部	科目・年次	金額					
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
理工学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	1,290,000	1,290,000	1,290,000	1,290,000	—	—
	教育充実費	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
国際学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	980,000	980,000	980,000	980,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
経営学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	920,000	920,000	920,000	920,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
薬学部	入学金	450,000	—	—	—	—	—
	授業料	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000
	教育充実費	100,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
法学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	900,000	900,000	900,000	900,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
経済学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	920,000	920,000	920,000	920,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—
看護学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,550,000	—	—
	教育充実費	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
農学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料						
	農業生産	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
	応用生物科	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
	食品栄養	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
	食農ビジネス	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	—	—
	教育充実費						
	農業生産	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
	応用生物科	100,000	200,000	200,000	200,000	—	—
	食品栄養	130,000	230,000	230,000	230,000	—	—
食農ビジネス	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—	

現代社会 学部	入学金	250,000	—	—	—	—	—
	授業料	945,000	945,000	945,000	945,000	—	—
	教育充実費	50,000	150,000	150,000	150,000	—	—

2 履修に特別の経費を要する場合は、これを当該課程の履修者から徴収することがある。その場合の金額および納期は、別に定める。

3 学費の額は、経済情勢の変動によっては改定することがある。

別表第4

研究料

(単位：円)

学部	金額	備考
理工学部	410,000	年額
国際学部	310,000	〃
経営学部	315,000	〃
薬学部	660,000	〃
法学部	315,000	〃
経済学部	315,000	〃
看護学部	550,000	〃
農学部	410,000	〃
現代社会学部	315,000	〃

別表第5

履修料

(単位：円)

学部	金額	備考
理工学部	20,000	1単位あたり
国際学部	15,000	
経営学部		
薬学部	25,000	
法学部	15,000	
経済学部		
看護学部	25,000	
農学部	20,000	
現代社会学部	15,000	

別表第6

在籍料

(単位：円)

学部	前期	後期
理工学部	60,000	60,000
国際学部		
経営学部		
薬学部		
法学部		
経済学部		
看護学部		
農学部		
現代社会学部		

摂南大学現代社会学部履修規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学則第22条、第25条、第27条、第28条および第50条に基づき、現代社会学部において開設する授業科目の履修について必要な事項を定める。

（授業科目の分類、週時間数および履修年次）

第2条 授業科目の分類は、卒業の要件との関連で、必修科目、選択科目および自由科目とする。

2 本大学現代社会学部で開設する授業科目の分類、週時間数および履修年次は、別表第1のとおりとする。

3 自由科目は、つぎのとおりとする。

イ 他学部の専門科目および基礎科目(実験、実習、設計製図、演習および卒業研究を除く)

ロ 他学部の教養科目

ハ 他学部のキャリア形成に関する科目

ニ 教科及び教科の指導法に関する科目のうち「社会科教育法Ⅰ(地歴分野)」、「社会科教育法Ⅱ(地歴分野)」、「社会科教育法Ⅲ(公民分野)」、「社会科教育法Ⅳ(公民分野)」、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教育実習を除く)および大学が独自に設定する科目のうち「地域連携教育活動Ⅰ」、「地域連携教育活動Ⅱ」、「道徳教育論」

ホ 第4条第1項に定める他大学の授業科目

ヘ 第4条第2項に定める学修による授業科目

4 自由科目は、専門科目または教養科目の選択科目とみなし、卒業の要件として認める科目または卒業の要件としない科目とし、以下定めるところによる。

（履修方法）

第3条 授業科目の履修方法は、別表第2に定める。

第4条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を自由科目として履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

- 3 前2項により修得した単位については、教授会の議に基づき、学部長は、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 4 第2条第3項イ号、ロ号およびハ号の科目のうち、学部間の協議に基づき、学部長が履修を認めたものについては、前項に準じる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は124単位以上とし、次表のとおりとする。

専門科目	86単位以上
教養科目	38単位以上
計	124単位以上

- 2 前3項のほか、グレードポイントアベレージ(第14条第1項に定めるグレードポイントの平均、以下「GPA」という)が、入学時からの累積で1.3以上あること。
- 3 つぎの授業科目は前項のGPAの計算対象としない。
- イ 卒業要件に含むことができない授業科目
 - ロ 評価が「S」「U」「T」の授業科目
 - ハ その他別に定める授業科目

第2章 履修申請

(履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を学部長に申請して許可を得なければならない。

(履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、手続しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項に定める期間内に履修申請手続をしない者は、その年度履修を許可しない。
- 3 同時限に重複して履修することはできない。
- 4 学部長が特に許可した場合を除き、1年間に履修申請できる単位数は、第1・2年次は44単位以内、第3・4年次は48単位以内とする。ただし、つぎの科目は1年間に履修申請できる単位数に含めない。
- イ 教科及び教科の指導法に関する科目のうち「社会科教育法Ⅰ(地歴分野)」、「社会科教育法Ⅱ(地歴分野)」、「社会科教育法Ⅲ(公民分野)」、「社会科教育法Ⅳ(公民分野)」
 - ロ 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目

ハ 大学が独自に設定する科目のうち「地域連携教育活動Ⅰ」、「地域連携教育活動Ⅱ」、
「道德教育論」

ニ 別に定める夏期休業日等を利用して行う学外での学修を主とした授業科目

5 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(履修科目の変更)

第8条 履修申請期間後の変更または追加は、授業科目時間割の変更の場合を除いて許可しない。

(履修許可の取消し)

第9条 履修許可後において本規定および申請要領に違反して申請していることが判明したときは、履修許可を取消す。

2 前項の場合は、告示する。

(履修辞退)

第9条の2 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

第3章 試験および成績評価

(試験の区分)

第10条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験および再試験とする。

2 定期試験は、期末に行う試験をいう。

3 臨時試験は、授業の進展に伴い担当教員が随時行う試験をいう。

4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

5 再試験は、試験を受けて合格しなかったとき、その試験に合格することによって卒業資格を得ることができる者に対して行う試験をいう。

(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第11条 前条第4項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して5日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届を学部長に提出しておかなければならない。

2 追試験の受験の可否は、申請書および前項の理由書に基づき学部長が決定する。

3 再試験が受けられる授業科目およびその単位数は、学部長が別に定める。

4 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

(試験期間)

第12条 定期試験の期間は、つぎのとおりとし、その期間は毎年行事予定で定める。

- イ 前期期末試験 期末1週間ないし2週間
- ロ 後期期末試験 期末1週間ないし2週間

(試験時間)

第13条 定期試験、追試験および再試験の1科目当たり試験時間は、60分を原則とする。

(成績評価等)

第14条 成績は、最高を100点、合格点を60点以上とし、基準はつぎの7種の評語をもって表す。ただし、再試験での合格の者の成績は、再試験の点数にかかわらず60点とする。また、それぞれの評語に対応するグレードポイント(以下「GP」という)は、つぎのとおりとする。

- イ 100～90点は、Aの評語(GP：4)
- ロ 89～80点は、Bの評語(GP：3)
- ハ 79～70点は、Cの評語(GP：2)
- ニ 69～60点は、Dの評語(GP：1)
- ホ 59～40点は、Eの評語(GP：0)
- ヘ 39点以下は、Fの評語(GP：0)
- ト *は、定期試験未受験または評価不能(GP：0)

- 2 前項の成績の評価は、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行うことができる。
- 3 A、B、CおよびDの評語でもって合格した者には、所定の単位を与える。
- 4 第1項および第3項にかかわらず、学部長が別に定める科目の成績の評価は、合格をS、不合格をUと表示し、合格した者には所定の単位を与える。
- 5 編入学等で単位を認定した科目の評価は、Tと表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。

(年度途中復学者の受験)

第15条 年度途中の復学者には、原則として当該期の第10条の試験(臨時試験を除く)の受験は認めない。ただし、つぎの各号の要件をすべて充足する場合は、この限りでない。

- イ 復学を許可された当該期の休学期間が1カ月以内で、かつ当該期末試験の始期の7日前までに復学の許可を受けた場合
- ロ 当該期の第6条の履修許可をすでに受けている場合
- ハ 前各号のほか、摂南大学学費納入規定第11条の学費の免除を受けている者について

は、免除を受けた学費と既納の在籍料との差額を納入した場合

第4章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第16条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第17条 学生は、履修許可を受けた全ての授業に出席し、遅刻・欠席等のないよう努めなければならない。

2 正当な理由がなく出席常でない者は、単位を与えないことがある。

(授業時間)

第18条 授業は、2時間を1時限とし、つぎのとおりとする。

1時限	9：20～10：50
2時限	11：00～12：30
3時限	13：20～14：50
4時限	15：00～16：30
5時限	16：40～18：10

第5章 上位年次配当授業科目の履修要件

(上位年次配当授業科目の履修要件)

第19条 第3年次の配当授業科目のうち、「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を履修するためには、「初年次ゼミ」(2単位)、「初年次演習」(2単位)、「基礎演習Ⅰ」(2単位)および「基礎演習Ⅱ」(2単位)を修得していなければならない。

第6章 教職課程

(教育職員免許状の種類および免許教科)

第20条 学則第28条に定める教育職員免許状の種類および免許教科は、つぎのとおりとする。

学科	免許状の種類	免許教科
現代社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民

(基礎資格および最低修得単位)

第21条 中学校教諭一種免許状または高等学校教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として、学士の学位を有し、かつ、別表第3に定める教育職員免許状取得のために必要な

科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(履修申請)

第22条 前条の単位修得のためには、第7条に定める履修申請のほか、教育実習および教職実践演習を履修するには、別に定める履修要件を満たし、所定の手続をしなければならない。

(教育職員免許状出願手続)

第23条 第22条に定める単位を修得した学生は、別に定める期間および出願要領に従い必要書類に手数料を添えて教務部教務課に提出し、免許状の交付事務を依頼することができる。

第7章 雑則

(補則)

第24条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項は教授会の議を経て、学部長が定める。

(規定の改廃)

第25条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

この規定は、2023年4月1日から施行する。

区分	授業科目	単位数	履修年次											
			1		2		3		4					
			週時間数											
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
専門科目	展開科目	ライフデザイン科目群	生涯スポーツ論	2				2						
			思春期・若者論	2				2						
			犯罪・非行の社会学	2				2						
			仕事とくらしの社会学	2				2						
			ジェロントロジー	2						2				
			都市住宅論	2						2				
			観光地域福祉論	2						2				
		ヘルスプロモーション論	2						2					
		メディアコミュニケーション科目群	ビデオ・エスノグラフィー	2					2					
			司法・犯罪心理学	2					2					
			地域メディア論	2					2					
			差別の社会学	2					2					
			身体とコミュニケーション	2							2			
			広報メディア論	2							2			
	映画を読み解く社会学		2							2				
	ジャーナリズム論	2										2		
	演習・卒業研究	初年次ゼミ	②	2										
		初年次演習	②		2									
		基礎演習Ⅰ	②			2								
		基礎演習Ⅱ	②				2							
専門演習Ⅰ		②						2						
専門演習Ⅱ		②								2				
卒業研究Ⅰ		③									6			
卒業研究Ⅱ		③										6		

注 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

2 教養科目

区分	授業科目	単位数	履修年次									
			1		2		3		4			
			週時間数									
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教養科目	人文科学系	日本の歴史	2	2								
		世界の歴史	2		2							
		心理学Ⅰ	2			2						
		心理学Ⅱ	2				2					
		哲学Ⅰ	2			2						
		哲学Ⅱ	2				2					
		人文地理学	2			2						
		地誌学	2				2					
		文学から学ぶ	2					2				
社会科学系	法学入門	2	2									
	日本国憲法	2		2								
	日本の政治	2			2							
	経済学入門	2			2							
	世界の政治	2				2						
	経営学入門	2					2					
技術系 自然・科学	公衆衛生学	2			2							
	自然地理学	2				2						
	科学技術教養	2					(2)	(2)				
英語系	基礎英語Ⅰa	①	2									
	基礎英語Ⅱa	1		2								
	英語基礎会話Ⅰ	1	2									
	英語基礎会話Ⅱ	1		2								
	実践英語Ⅰa	1			2							
	実践英語Ⅱa	1				2						
	時事英語Ⅰ	1					2					
	時事英語Ⅱ	1							2			

区分	授業科目	単位数	履修年次								
			1		2		3		4		
			週時間数								
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教養科目	外国語系	海外語学研修	2	(前期または後期) 4 (1~4年次)							
	系 日本語	日本語基礎	① 2								
		日本語表現	1		2						
	数理・情報系	数学基礎	① 2								
		データサイエンス基礎	① 2								
		情報リテラシー	1		2						
	ン系 キャリアデザイン	キャリア基礎	① 2								
		キャリアデザイン	1			2					
		インターンシップ	2					2			
		ビジネス実務	2					2			
	ツ系 スポーツ	スポーツ科学実習Ⅰ	1 2								
		スポーツ科学実習Ⅱ	1 2								
	共通基礎系	大学教養入門	② 2								
		大学教養実践	2		2						
		数的能力開発Ⅰ	1			2					
		就職実践基礎	1			2					
	外国人留学生対象科目	日本事情FⅠ	2	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本事情FⅡ	2	(後期) 2 (1~4年次)							
		日本語読解FⅠ	1	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本語読解FⅡ	1	(後期) 2 (1~4年次)							
日本語文法FⅠ		1	(前期) 2 (1~4年次)								
日本語文法FⅡ		1	(後期) 2 (1~4年次)								
日本語表現作文FⅠ		1	(前期) 2 (1~4年次)								
日本語表現作文FⅡ		1	(後期) 2 (1~4年次)								
日本語総合FⅠ		1	(前期) 2 (1~4年次)								

区分	授業科目	単位数	履修年次								
			1		2		3		4		
			週時間数								
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教養科目	外国人留学生対象科目	日本語総合FⅡ	1	(後期) 2 (1~4年次)							
		専門日本語FⅠ	1	(前期) 2 (1~4年次)							
		専門日本語FⅡ	1	(後期) 2 (1~4年次)							
		日本語会話FⅠ	1	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本語会話FⅡ	1	(後期) 2 (1~4年次)							
	帰国学生対象科目	日本事情RⅠ	2	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本事情RⅡ	2	(後期) 2 (1~4年次)							
		日本語読解R	1	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本語文法R	1	(後期) 2 (1~4年次)							
		日本語表現作文R	1	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本語総合R	1	(後期) 2 (1~4年次)							
		専門日本語R	1	(前期) 2 (1~4年次)							
		日本語会話R	1	(後期) 2 (1~4年次)							

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

別表第2

履修方法

専門科目の履修方法

区分	必修科目	選択科目	計
専門科目	34単位	52単位以上 ただし、基礎科目から16単位以上、FAL科目から2単位以上、展開科目から18単位以上 (各科目群から2単位以上を含む)を含む	86単位以上
教養科目	7単位	31単位以上	38単位以上
計	41単位	83単位以上	124単位以上

別表第3

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 社会

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めること が必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次
					前期	後期	
教科に関する専門的 事項	日本史・外国史	1	日本社会変動史	2		2	1
			社会運動・ボランティア論	2	2		2
			社会構造変動史	2		2	2
			階層構造変動史	2	2		3
			教育の歴史社会学	2		2	3
			日本の歴史	2	2		1
			世界の歴史	2		2	1
地理学 (地誌を含む。)	1	環境社会学	2	2		1	
		地域福祉論	2		2	1	
		地域社会学	2		2	1	
		地域社会形成論	2	2		3	
		人間環境の社会学	2	2		3	
		エスニシティ論	2		2	3	
		都市住宅論	2		2	3	
		観光地域福祉論	2		2	3	
		人文地理学	2	2		2	
		地誌学	2		2	2	
		自然地理学	2		2	2	
		「法学、政治学」	1	政治文化の社会学	2		2
司法・犯罪心理学	2			2		3	
法学入門	2			2		1	
日本の政治	2			2		2	
世界の政治	2				2	2	
「社会学、経済学」	1	現代社会学入門	2	2		1	
		現代社会の諸問題	2	2		1	
		社会学説史	2	2		1	
		文化社会学	2	2		1	

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等						
科目	各科目に含めること が必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次		
					前期	後期			
教科に関する専門的事項	「社会学、経済学」	1	自我と関係の社会学	2		2	1		
			産業労働社会学	2		2	1		
			福祉社会学	2	2		2		
			ジェンダー論	2	2		2		
			家族社会学	2	2		2		
			子どもと教育の社会学	2		2	2		
			社会調査入門	2	2		1		
			社会調査法	2		2	1		
			基礎統計学	2		2	1		
			FAL入門	2	2		1		
			日常生活世界論	2		2	2		
			犯罪・非行の社会学	2	2		3		
			仕事とくらしの社会学	2	2		3		
			ジェロントロジー	2		2	3		
			ビデオ・エスノグラフィー	2	2		3		
			映画を読み解く社会学	2		2	3		
			経済学入門	2	2		2		
			「哲学、倫理学、宗 教学」	1	思春期・若者論	2	2		3
					差別の社会学	2	2		3
					身体とコミュニケーション	2		2	3
哲学Ⅰ	②	2				2			
哲学Ⅱ	②				2	2			
各教科の指導法(情報通信 技術の活用を含む。)	8	社会科教育法Ⅰ(地歴分野)	②	2		3			
		社会科教育法Ⅱ(地歴分野)	②		2	3			
		社会科教育法Ⅲ(公民分野)	②	2		3			
		社会科教育法Ⅳ(公民分野)	②		2	3			
合計		28		29以上					

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目

2 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(2) 公民

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めること が必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次
					前期	後期	
教科に関する 専門的 事項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1	政治文化の社会学	2		2	3
			司法・犯罪心理学	2	2		3
			法学入門	2	2		1
			日本の政治	2	2		2
			世界の政治	2		2	2
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	1	現代社会学入門	2	2		1
			現代社会の諸問題	2	2		1
			社会学説史	2	2		1
			文化社会学	2	2		1
			自我と関係の社会学	2		2	1
			産業労働社会学	2		2	1
			福祉社会学	2	2		2
			ジェンダー論	2	2		2
			家族社会学	2	2		2
			子どもと教育の社会学	2		2	2
			社会調査入門	2	2		1
			社会調査法	2		2	1
			基礎統計学	2		2	1
			FAL入門	2	2		1
			日常生活世界論	2		2	2
			犯罪・非行の社会学	2	2		3
			仕事とくらしの社会学	2	2		3
			ジェロントロジー	2		2	3
			ビデオ・エスノグラフィー	2	2		3
			映画を読み解く社会学	2		2	3
			経済学入門	2	2		2
			「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	1	社会心理学	2	2
臨床心理学	2				2	2	
思春期・若者論	2	2				3	
差別の社会学	2	2				3	
身体とコミュニケーション	2				2	3	

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めること が必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次
					前期	後期	
専門的 事項 教科に 関する	「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	1	心理学Ⅰ	②	2		2
			心理学Ⅱ	②		2	2
			哲学Ⅰ	②	2		2
			哲学Ⅱ	②		2	2
各教科の指導法(情報通信 技術の活用を含む。)		4	社会科教育法Ⅲ(公民分野)	②	2		3
			社会科教育法Ⅳ(公民分野)	②		2	3
合計		24		33以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、□で囲んだ授業科目は選択必修科目、その他は選択科目

- 2 「心理学Ⅰ、Ⅱ」または「哲学Ⅰ、Ⅱ」のいずれか4単位を修得すること。
- 3 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

2 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、

教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等								
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次	
		中学	高校		中学	高校	前期	後期		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	②	②	(2)	(2)	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			②	②	2		1		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			②	②	(2)	(2)	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			②	②	(2)	(2)	1		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			②	②	(2)	(2)	3		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			②	②	(2)	(2)	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論	②	—	(2)	(2)	3	
	総合的な学習の時間の指導法			②	②	(2)	(2)	1		
	特別活動の指導法			②	②	(2)	(2)	2		
	教育の方法及び技術			①	①	(1)	(1)	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			②	②	(2)	(2)	2		
	生徒指導の理論及び方法			②	②	(2)	(2)	3		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			生徒指導論(進路指導を含む)【再掲】						
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ	①	①	(2)	(2)	3	
				教育実習Ⅱ	2	②	—	—	4	
				教育実習Ⅲ	④	④	—	—	4	
	学校体験活動			該当科目なし						
教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)	②	②		2	4		
合計		27	23		30以上	26以上				

- 注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目。
- 2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。
- 3 「教育実習Ⅰ」は、学内における指導とする。
- 4 「教育実習Ⅱ」は、2週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 5 「教育実習Ⅲ」は、3週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 6 中学校教諭一種免許状取得には「教育実習Ⅱ」、「教育実習Ⅲ」から4単位以上、高等学校教諭一種免許状取得には2単位以上修得すること。
- 7 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

3 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等					
科目区分	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
	中学	高校		中学	高校	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	4	12	地域連携教育活動Ⅰ	2	2	2		2
			地域連携教育活動Ⅱ	2	2	2		2
			道徳教育論		2	(2)	(2)	3
			「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および「教育実践に関する科目」において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数を充当する。					
合計	4	12		4以上	12以上			

注1 「道徳教育論」は、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、大学が独自に設定する科目の修得単位数に充当することができるが、中学校教諭一種免許状取得にあたっては、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の修得単位数とするため、大学が独自に設定する科目の修得単位数に充当することはできない。

- 2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。
- 3 「地域連携教育活動Ⅰ」および「地域連携教育活動Ⅱ」は選択科目とする。
- 4 「道徳教育論」は、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、選択科目とする。

4 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等					
科目	単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
	中学	高校		中学	高校	前期	後期	
日本国憲法	2	2	日本国憲法	②			2	1
体育	2	2	スポーツ科学実習Ⅰ	①		2		1
			スポーツ科学実習Ⅱ	①			2	1
外国語コミュニケーション	2	2	英語基礎会話Ⅰ	①		2		1
			英語基礎会話Ⅱ	①			2	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	2	データサイエンス基礎	①		2		1
			情報リテラシー	①			2	1

注 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

上記の別表1および別表3の教育課程表における色分けは次のとおり。

【免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目】

- ・「中一種免(社会)」「高一種免(公民)」共通開設科目:青色
- ・「中一種免(社会)」単独開設科目:オレンジ
- ・「高一種免(公民)」単独開設科目:水色

【学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない関連科目】

- ・「中一種免(社会)」および「高一種免(公民)」に関連する科目:黄色
- ・「中一種免(社会)」に関連する科目:赤色

【各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等】

- ・「中一種免(社会)」および「高一種免(公民)」:緑色